

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津島市は、福祉医療事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

津島市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療に関する事務
②事務の概要	<p>福祉医療(子ども医療、心身障害者医療、母子・父子家庭医療、精神障害者医療、後期高齢者福祉医療及び小児慢性特定疾病児童等医療)事務は、各種助成を行い、医療の保証と経済的負担の軽減を図ることを目的として実施するものである。</p> <p>市においては、津島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定により、以下の事務において特定個人情報を利用する。</p> <p>(1)津島市子ども医療費支給条例第5条第1項の規定による子ども医療費受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務。津島市子ども医療費支給条例第8条第2項の規定による受給資格の喪失の届出の受理、その届け出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。</p> <p>(2)津島市心身障害者医療費支給条例第6条第1項の規定による受給者証の交付の申請の受理その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務。津島市心身障害者医療費支給条例第8条第2項の規定による受給資格の喪失の届出の受理、その届け出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。津島市心身障害者医療費支給条例施行規則第3条の2第1項の規定による受給者証の更新に関する事務</p> <p>(3)津島市母子・父子家庭医療費の支給に関する条例第3条第1項の規定による受給者証の交付の申請の受理その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務。津島市母子・父子家庭医療費の支給に関する条例第5条第2項の規定による受給資格の喪失の届出の受理、その届け出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。津島市母子・父子家庭医療費の支給に関する条例施行規則第4条第1項の規定による受給者証の更新申請等に関する事務</p> <p>(4)津島市精神障害者医療費支給条例第5条第1項の規定による受給者証の交付の申請の受理その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務。津島市精神障害者医療費支給条例第7条第2項の規定による受給資格の喪失の届出の受理、その届け出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。津島市精神障害者医療費支給条例施行規則第3条の2第1項の規定による受給者証の更新申請に関する事務</p> <p>(5)後期高齢者福祉医療費受給者証の交付申請等の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(6)津島市小児慢性特定疾病児童等医療費支給条例施行規則第3条第1項の規定による支給申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務。</p>
③システムの名称	福祉情報システム・中間サーバー・宛名統合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	津島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号。以下「マイナンバー条例」という。)第4条第1項 別表第一の5から10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 マイナンバー条例別表第2の5から10の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛知県津島市立込町2-21 津島市役所 健康福祉部保険年金課 電話0567-24-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛知県津島市立込町2-21 津島市役所 健康福祉部保険年金課 電話0567-24-1114(ダイヤルイン)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			
			<p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

变更箇所